

○上天草市病院事業永年勤続者表彰規程

平成26年7月24日病院事業管理規程第10号

上天草市病院事業永年勤続者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、上天草市病院事業企業職員（以下「職員」という。）で永年勤続した者を表彰し、もって職員の勤労意欲を高揚し、業務能率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員」とは上天草市職員定数条例（平成16年上天草市条例第19号）第2条第8号に規定する職員をいう。

(表彰)

第3条 上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、勤務成績が良好な職員に表彰する。

- (1) 勤続期間が10年に達する者
- (2) 勤続期間が20年に達する者
- (3) 勤続期間が30年に達する者
- (4) 勤続期間が40年に達する者

2 表彰は、管理者が表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を併せて授与することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、創立記念日に行う。

(勤続期間の計算)

第5条 勤続期間の計算は、職員に採用された日の属する月から表彰の時期の属する月までの年月数とする。

2 前項の勤続期間の計算については、次に掲げる期間は除算する。

- (1) 休職の期間（公務に起因する負傷その他特に除算しないことが適当と管理者が認めた休職の期間を除く。）
- (2) 育児休業の期間
- (3) 懲戒処分を受け、次の処分の対象となった期間
  - ア 減給の処分となった期間

イ 停職の処分となった期間

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に行われた永年勤続者の表彰は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行前において現に在職する職員の勤続期間は、これを通算するものとする。